

○法務省令第 号

建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十条第五項及び第三十九条第三項の規定に基づき、建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成十五年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十条第五項に規定する法務省令で定める電磁的記録は、<u>電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三条第一項第二号において同じ。）</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>	<p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十条第五項に規定する法務省令で定める電磁的記録は、<u>磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>
<p>（電磁的方法）</p> <p>第三条 法第三十九条第三項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p>	<p>（電磁的方法）</p> <p>第三条 「同上」</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>一 「略」</li> <li>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</li> </ul> <p>2 「略」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 「同上」</li> <li>二 第一条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法</li> </ul> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。